

厚木市森林整備計画

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 4月 1日

神奈川県

厚木市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	7

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	8
2 天然更新に関する事項	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	12
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5 その他必要な事項	13

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2 保育の種類別の標準的な方法	16
3 その他間伐及び保育の基準	17
4 その他必要な事項	17

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	18
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	19
3 その他必要な事項	20

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	21
5 その他必要な事項	21

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針	22
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4 その他必要な事項	22

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	23
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	23
3 作業路網の整備に関する事項	23
4 その他必要な事項	24

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	25

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
2 その他必要な事項	26

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等	27
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	27
3 林野火災の予防の方法	27

4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	27
5	その他必要な事項	27

IV 森林の保護機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	28
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、 伐採その他の施業の方法に関する事項	28
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	28
4	その他必要な事項	28

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	29
2	生活環境の整備に関する事項	29
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	29
4	森林の総合利用の推進に関する事項	30
5	住民参加による森林の整備に関する事項	30
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	30
7	その他必要な事項	30

厚木市森林整備計画概要図

厚木市森林整備計画概要図（公益的機能別）

厚木市森林配置図（地域森林計画対象民有林）

厚木市森林整備計画（一体整備相当区域図）

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、神奈川県中央に位置し、西に大山を境に秦野市、西から北にかけて愛甲郡清川村及び愛川町に、北から東にかけては、相模川を挟み相模原市、座間市、海老名市及び高座郡寒川町に、また南は平塚市、伊勢原市と、6市2町1村に接している。地勢は、西北から東南に穏やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で数系の小山脈が南北に走っている。特に、西部においては霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山麓へと連なっている。

本市の森林面積は2,645.36 haで市の総面積の28%を占め、このうち本計画の対象となる森林面積は2,428.42 haで蓄積量は555,316 m³となっている。

人工林面積は719.74 haで人工林率が29.6%と、神奈川県森林計画区の平均値を下回り、またその蓄積量はスギ、ヒノキ主体に308,537 m³で、ヘクタール当たりの蓄積量は428 m³である。人工林の樹種別面積構成比については、スギ69%、ヒノキ30%、マツ等1%となっている。

これらの人工林は、その大部分が伐期を迎えており、この豊かな森林資源を基盤とした生産性の高い林業展開が望まれている。

近年では、世界的に気候変動による影響が顕著となってきており、国内外で脱炭素社会の実現に向けた取組が加速化していることに加え、世界的な木材価格の高騰を受けて国産材に対する期待が高まっており、本市としても主に人工林のスギ・ヒノキなどの市産木材を始めとした木材利用に取り組んでいる。しかしながら、人工林の中には、手入れ不足の森林が多く存在しており、市・森林組合・森林所有者等が一体となり、計画的な間伐等の森林整備や間伐材のより一層の利活用を促進し、森林の資源循環による持続的な森林施業を図る必要がある。

また、近年各地において記録的な豪雨とそれに伴い発生した林地崩壊が溪流沿いの立木を土砂とともに流出させ、下流域に大きな被害をもたらしている。本市では県と連携を図り、適切な森林整備を進め、災害に強い森林づくりを進めていく必要がある。

2 森林整備の基本方針

森林整備に当たっては、活力ある森林の再生を目指し、森林の有する水源涵養機能や木材生産機能を始めとした多面的な機能を発揮した自然環境の保全と森林のもたらす恩恵をいつまでも人々が享受し、次世代へ引き継げるよう森林区分に応じた森林整備を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林区分	望ましい森林の姿
水源涵養機能の維持増進を図る森林	<p>下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。</p> <p>これらの森林の内、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれのある森林にあつては、樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れ、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。</p>
快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林	<p>市民の日常生活に密接なかかわりを持ち、塵等の影響を緩和し、身近な自然とのふれあい、学びの場などとして利用されている森林。</p>
木材の生産機能の維持増進を図る森林	<p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量の高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。</p>

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、森林区分に基づく個別の森林において重視する機能を持続的に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図るとともに、適正な森林施業を適宜実施し、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

森林区分	機能	森林整備の基本方針
水源涵養機能の維持増進を図る森林	重視すべき機能 水源涵養機能	<p>良質な水を安定供給に確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小及び分散を図る。また、立地条件や市民のニーズに応じ、天然力を活用した施業を推進する。</p>
	重視して発揮が望まれる機能 山地災害防止/土壌保全機能	<p>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。</p>

快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林	重視すべき機能	快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
	重視して発揮が望まれる機能	保健・レクリエーション機能	市民に憩いや学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。
木材の生産機能の維持増進を図る森林	重視すべき機能	木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進する。 また、施業の集約化や機械化を通じ効率的な整備を推進する。

イ 森林施業の推進方策

森林区分	森林施業の推進方策
水源涵養機能の維持増進を図る森林	県が主体となって進めている水源の森林づくり事業等を軸に、気象・地形・土壌等の自然条件、森林資源の構成などを勘案し、単層林・巨木林・複層林・混交林・広葉樹林など多様な森林づくりを目指す。
快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林	身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や森林ボランティア等の協力を得ながら、生態系や景観に配慮しつつ、地域の多様な要請に応じた快適な環境の形成機能の高い森林づくりを目指す。
木材の生産機能の維持増進を図る森林	森林組合が中心となって進めている水源林長期施業受委託事業等を軸に、林道等から概ね 200 メートル以内にある人工林を対象に、施業の集約化を図りながら高性能林業機械の導入や作業路の開設を進め、森林整備により発生する間伐材を利活用しながら、森林の資源循環による持続的な森林施業を目指す。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化を図るため、県、市、森林所有者、森林組合等相互に緊密な連携をし、森林施業の集約化、林業後継者の育成、林業機械化、路網の整備及び木材流通経路の拡大などの林業諸施策を、長期的な視点で計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本市の標準的な立地条件にある森林の平均成長量(材積÷林齢)が最大となる林齢を基準に、森林の有する多面的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して、標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である立木の標準伐期齢を次のとおり定める。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ 類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注)標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木竹の伐採(主伐)の標準的な方法

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）は、更新を伴う伐採であり、その方法については、次に示す皆伐又は択伐により適切に行うものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、小面積かつ分散的に行うものとする。伐採面積は2ha以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20haを限度とする。※「快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」では、伐採面積は1ha以下を標準とする。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な伐採率で行い、材積にかかる伐採率は30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

(2) 目標林型別の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 単層林

単層林施業は、成長の良好な短伐期又は長伐期の針葉樹単層林を目指す。

単層林における主伐は、林地の保全に配慮し、原則として択伐とし択伐率は

概ね 30%以下とする。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置する。

主伐の時期は、単伐期単層林にあつては、原則として標準伐期齢に達した時期に行うこととし、多様な木材需要への対応や地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化を図りつつ、生産目標に応じた林齢で伐採する。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気象、地形、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽する。

イ 巨木林

巨木林施業は下層植生の豊富な林齢 100 年以上の針葉樹林を目指す。

巨木林における主伐は、林地の保全に配慮して、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐とする。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気象、地形、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ウ 複層林

複層林施業は、常に一定以上の森林蓄積を維持し、複数の樹冠層を有する針葉樹の複層林を目指す。

複層林における上層木の主伐は、下層木の保護及び更新の時期、方法に留意して慎重に行うこととし、主伐の時期は、おおむね単層林に準じる。

エ 混交林

混交林施業は針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林を目指す。混交林における針葉樹の抜き伐りは、林地の保全、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間を確保し、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの施業を選択する。

また、天然下種更新を行う場合は、母樹の保存に配慮するとともに、天然力を活用することにより更新が確実である森林を対象とし、伐採時期についても森林を構成する樹種、種子の結実状況及び天然稚樹の生育状況等から適切な時期を選択する。

オ 広葉樹林

広葉樹林施業は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある森林を目指す。主伐は、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、天然下種更新又はぼう芽更新の促進に配慮して慎重に行う。

なお、天然更新については、混交林と同様。

(3) 留意事項

なお、立木の伐採にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知（以下、国伐採・搬出指針）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

なお、集材・搬出にあたっては、国伐採・搬出指針を踏まえるとともに、県の定める「神奈川県作業道作設指針」に基づき作業道の作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全等を図るとともに、県の定める「搬出間伐における環境等配慮指針」の基本的考え方に基づき、適切な作業システム及び作業機械を選択する等現地に適した方法により行う。

作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 〔概ね 20° 以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ又はトラック
中～急傾斜地 〔概ね 20～35° 〕 (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウインチによる集材) (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ハーベスタ・プロセッサ	フォワーダ又はトラック
	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤード等	チェンソー	フォワーダ又はトラック
急峻地 〔概ね 35° 以上〕	④ 架線系	(架線集材) タワーヤード 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ又はトラック

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 〔概ね 35° 以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ又はトラック

3 その他必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合は、できる限り枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として森林の立地条件、地域における種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツの針葉樹、クヌギ、コナラ、ケヤキ等の有用広葉樹、地域の自然条件に適した郷土樹種などの中から幅広く選定し、多様な森林の造成に努めるものとする。

対 象 樹 種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ミズキ、イロハモミジ、ヤマザクラ、ブナ、カエデ類、その他郷土樹種

注1) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部とも相談の上、適切な樹種を選択する。

注2) スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

主要樹種の植栽本数については、次に示す標準的な植栽本数を指針として、樹種、植栽地の自然条件、施業体系、生産目標などに対応して適切な本数を適用するものとし、樹種別、仕立ての方法別に幅広く定めるものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500

注1) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から残存立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。

注2) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

注3) 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

注4) 特に効率的な施業が可能な森林の区域において、低密度植栽を行う場合は、2000本/ha以下で植栽する。

イ その他の人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	地拵えは、植付け予定地の雑草木、ササ類などの刈り払いや伐採木の末木枝条などの取りかたづけを林地全面に実施する方法を標準とし、表土流出の防止には特に留意のうえ、等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積み地拵を行い林地の保全に努める。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。 また、植付けに当たっては、苗木の乾燥に留意する。
植栽の時期	原則として、4月～6月中旬までに行うものとする。 なお、コンテナ苗は、土壌が凍結していない時期に行うものとする。

注) 人工造林の実施に当たっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入などの低コスト化施業に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、樹幹の太さが梢の方に行くに従って急に細くなりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材生産を念頭においた施業となること、及び下刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意して、必要に応じた獣害対策、下刈り、つる切等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、皆伐に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気象、地形、土壌等の自然条件等から見て、主として天然力を活用することにより、適確な更新が図れる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、ケヤキ、ミズキ、イロハモミジ、ヤマザクラ、ブナ、カエデ類、コブシ、ホオノキ、シロダモ、ミツマタ、シラカシ、アラカシ、ウラジログシ、アカガシ、スダジイ
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ミズナラ、イロハモミジ、ヤマザクラ、カエデ類、ホオノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジログシ、アカガシ、スダジイ

注) 「天然更新の対象樹種は、上記に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。」

(2) 天然更新の標準的な方法及び天然更新の補助作業の標準的な方法

<p>天然更新の標準的な方法</p>	<p>①天然下種更新 散布された種子の発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。</p> <p>②ぼう芽更新 樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。</p> <p>③天然更新の対象樹種の期待成立本数</p> <table border="1" data-bbox="464 495 1415 580"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>期待成立本数 (本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然更新の対象樹種全て</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	期待成立本数 (本/ha)	天然更新の対象樹種全て	10,000
樹種	期待成立本数 (本/ha)				
天然更新の対象樹種全て	10,000				
<p>天然更新の補助作業の標準的な方法</p>	<p>①地表処理 ササや粗腐植の堆肥等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するために行うものとし、種子の飛散特性、A₀層の堆積状況、気象・地形条件に応じ、A層を表面に露出させるため林床植物の除去、枝条整理、地表かきおこし等を行う。</p> <p>②刈出し ササ・低木・シダ類・キイチゴ類・高茎草本等の競合植物(以下「競合植物」という。)の被圧により、更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について行うものとし、稚樹の更新状況、競合植物の種類、状況及び密度、気象・地形条件に応じ、全刈り、筋刈り、坪刈り等最適なものを選定する。また、更新の完了に至るまで必要に応じ実施する。</p> <p>③受光伐 稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的として上層木の伐採や枝払い等を行う。</p> <p>④植え込み 更新樹種の成育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に植栽する。実施にあたっては、植栽に支障となる枝条や競合植物等を整理するとともに、適期に更新樹種を必要本数分植栽する。</p> <p>⑤芽かき ぼう芽更新による場合は、目的樹種の発生状況により必要に応じ芽かきを行い、優良芽を1株あたり2~3本残す。</p>				

注) A₀層とは、落葉やその分解物が地表に堆積したものをいう。

A層とは、通常A₀層の下にある鉱物質土壌の層をいい、A₀層からの養分の補給を受け、林木の根がこの層でよく発達している。

(3) その他の天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の事項を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

①天然更新の対象樹種のうち、競合植物の高さ以上のものが1ヘクタール当り

3,000本以上の密度で生育している状態であること。

②上記を満たす場合にあっては、鳥獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。

(4) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内とする。また、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ること。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4により次の森林とする。

- 1 現況が針葉樹人工林である。
- 2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない。）
- 3 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- 4 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。

(2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

- ア 人工造林の場合
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る立木の本数

天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木の本数として想定される5年生での期待成立本数は、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

複層林施業、混交林施業及び広葉樹林施業における造林については、特に次の事項に留意して行うこととする。

(1) 複層林施業

複層林施業では、上層木を間伐し、下層木の生育に必要な光環境及び林内空間を確保しつつ、樹下植栽により下層木の速やかな導入を図ることで複層林へ誘導する。

複層林の造林にあたっては、本市における自然条件や造林目的に応じて、上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を考慮する。

なお、木材生産機能が高く、かつ多面的機能の高度発揮が期待される人工林のうち、林道等の生産基盤が整備されているなど、集約的な施業が可能な森林を主体に行う。

(2) 混交林施業

混交林施業では、針葉樹単層林の間伐等を繰り返すことにより、下層木の生育に必要な光環境及び林内空間が確保され、天然下種更新により下層木の速やかな導入を図り、樹種構成が多様で階層構造が発達した混交林化を促進する。

自然条件等により天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、原則として本市の自然条件に適した郷土樹種を必要に応じて植栽する。

なお、多面的機能の高度発揮が期待される人工林や、自然的及び地理的条件（高標高域、急傾斜地、林道等から遠距離にあるなど）、から植栽樹種だけでは健全な林分の維持が困難な人工林を主体に行う。

(3) 広葉樹林施業

広葉樹林施業では、樹種構成が多様で下層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林における更新は、天然下種更新又は、ぼう芽更新とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子によって更新を期待するものであり、自然条件、地域母樹の分布状況及び種子の飛散特性等を考慮して、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壌保全、かき起こし等の地表処理や植生保護柵による実生保護等の天然更新の補助作業を行う。

自然条件等により天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、

原則として本市の自然条件に適した郷土樹種を必要に応じて植栽する。

ぼう芽更新は、ぼう芽の優劣が明らかとなる時期に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数を2から3本目安としてぼう芽の整理を行う。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢・回数及び間伐の標準的な方法は、次に示すとおりとする。

ア 間伐を実施すべき標準的な林齢及び回数

樹種	実施齢級及び回数														施業体系				
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII~XI X	XX					
スギ				←													3回		短伐期
				←															7回
ヒノキ				←													3回		短伐期
				←														6回	巨木林

注) 齢級は、林齢を5年ごとに括ったもの。林齢1年生から5年生をI齢級、6年生から10年生をII齢級というふうに、ローマ数字で表記する。

イ 標準的な方法

区分	標準的な方法
①開始時期	林冠がうっ閉し、主林木間の競争が始まった時期に実施する。
②間伐率	1回に行う間伐率(本数)は20~30%とし、林分により調整して実施する。
③間伐木の選定	均一な林分が構成されるよう配慮して行う。
④間伐回数	優良材生産を目的とし、地位の良否、植栽本数、生産目標等により、時期、回数、間伐率を調整する。
⑤間伐の間隔	標準伐期齢未満 10年 標準伐期齢以上 15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育を実施する標準的林齢・回数及び標準的な方法は、次に示すとおりとする。

ア 実施すべき標準的な林齢及び回数

保育の種類	樹種	保育実施齢級・回数													施業体系	
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII		
下刈	スギ	←	7～9回													
	ヒノキ	←	7～9回													
つる切り	スギ		↔		1～2回											
	ヒノキ		↔		1～2回											
除伐	スギ		↔		1回											
	ヒノキ		↔		1回											
枝打	スギ		←				3～4回									短伐期
			←					実施	4回以降必要に応じて					長伐期 巨木林		
	ヒノキ		←				3～4回									短伐期
			←					実施	4回以降必要に応じて					長伐期 巨木林		

イ 標準的な方法

保育の種類	標準的な方法
下刈り	下刈りは、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から7～9回とする。下刈りの時期は、年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月を目安に、雑草木の繁茂の状況に応じ適期に行う。
つる切	植栽木に着生するつる類については、枝葉を損傷しないよう、根際から手の届く範囲で丁寧に切り離し、取り除く。
除伐	除伐は、下刈り終了後、造林木が閉鎖状況になった時に、造林木の支障となるかん木類やつるを除去する。また、併せて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
枝打	枝打ちは、最下枝部の幹の直径が7～8cmになった時に実施する。枝打ちは丁寧に幹に傷をつけないよう、また、枯枝を残さないよう仕上げるとともに、造林木の成長を抑制しないよう、力枝より上の枝は打たないこととする。

3 その他間伐及び保育の基準

複層林、巨木林、混交林及び広葉樹林における間伐及び保育の方法については、次の事項に留意して、市の自然的条件や社会的条件等を踏まえて実施する。

ア 複層林

針葉樹の複数の樹冠層により構成される森林の造成・維持を目指す。

複層林施業における間伐及び保育は、上層木、下層木についてそれぞれ適時適切な間伐及び枝打等を行うこととし、特に上層木を間伐する際は、下層木の生育に必要な光環境及び林内空間の確保を主眼とする。

また、下層木の配置及び野生動物等による被害を未然に防止するようその保護に留意して実施する。

イ 巨木林

下層植生の豊富な林齢100年以上の針葉樹林を目指す。

巨木林施業における間伐及び保育は、概ね単層林に準じて行うこととし、標準伐期齢以降も気象災害に留意しながら適度な間伐を継続し、また、標準伐期齢以降の枝打は、林内環境を保全する上で必要に応じて実施する。

ウ 混交林

主林木として針葉樹と広葉樹が混生した樹種構成が多様で階層構造が発達した森林を目指す。

混交林施業における間伐及び保育は、針葉樹単層林に対して天然下種更新による多様な広葉樹の導入や補助的に植栽した苗木の生育確保しつつ、適度な間伐を繰り返しながら、その他森林の状況や自然条件等に応じて必要な施業を適宜組み合わせる。

エ 広葉樹林

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある森林を目指す。林施業における保育は、森林の状況と荒廃の原因を十分に把握した上で、受光伐や植生保護柵、土壌保全工など適切な施業を選択・組み合わせる。

4 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

県が定めた水源の森林エリア内にあり、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(土砂流出防備保安林に指定され山地災害の発生により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがあるなど、土砂の流出等山地災害の防備を図る森林を含む)を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小、及び分散を図る。森林の区域については別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹				種	
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	50年	55年	45年	60年	20年	30年

(2) 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

都市近郊等に所在する森林であって比較的安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって景観美を構成し、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林、また、市民の憩いや体験学習の場などとして活用されている森林を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

地形や地質、景観等を考慮しながら伐採を行うとともに、森林の裸地化の縮小並びに回避を図るものとする。自然性の高い天然林等は、森林学習や学術的視視点から現存する林相の保存または保全を基本とする。

市街地周辺の里山林や都市近郊林など、身近な自然として市民の憩いや体験学習の場として活用を図る森林では、地域住民や森林ボランティア等の参加による森づくりを展開し、間伐・保育・更新等継続的かつ積極的な施業を行う。森林の区域については別表2のとおり定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林道等から近いなど経済的立地条件に優れ、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

気候、地形、土壌等の自然条件や林業体系に即した施業を行い、木材の需要に応じた樹種や径級の林木の育成へ向け、適正な立木密度を有する健全な森林づくりを行う。

また、伐採跡地については、地域の自然条件、森林の構成している樹種等に応じて人工造林等を行う。針葉樹の植栽を行う場合は、社会的要請に配慮した上で、花粉対策の一環として無花粉品種を含めた花粉症対策品種を選択する。

なお、広葉樹人工林において、萌芽更新による天然更新を行う場合はこの限りでない。

別表1

区 分	森林の区域（林班）	面積(ha)
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4、5、6、7、8、 9、10、11、12、13、 14、15、16、17、18、 19、20、24、25、26、 28、29、30、31、32、 33、34、35、36、37、 38	2,239.26
快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、2、3、21、22、 23、27	189.16
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4、5、6、7、8、 9、14、15、16、17、 18、30、31、32、36、 37	1,136.75
特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

別表2

区 分	施業の方法	森林の区域(林班)	面積(ha)
水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 スギ 50年 ヒノキ 55年 クヌギ・コナラ 20年	4、5、6、7、 8、9、10、11、 12、13、14、15、 16、17、18、19、 20、24、25、26、 28、29、30、31、 32、33、34、35、 36、37、38	2,239.26
快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	1、2、3、21、 22、23、27	189.16

3 その他必要な事項

各機能別の森林施業の方法にかかわらず、分収林契約地にあつては公益的機能の維持に配慮しつつ契約上の施業を行うことができるものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

おおむね林道等から 200 メートル以内にある人工林にあつては、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及活動を行い、森林所有者と森林組合との長期施業受委託契約を進め、森林の経営規模の拡大を促進していく。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

県が進める水源環境保全施策における水源林長期施業受委託制度を活用し、森林組合が中心となり、小規模・分散化している施業地をまとめ団地化することにより、効率的な施業の実施を促進する。また、県の水源環境保全税による水源環境保全施策が令和8年度で終了することを見据え、順次、個々の契約地をまとめて森林経営計画を策定し、国の造林補助金が受けられる態勢を整備する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期施業受委託契約地を確保・拡大していくためには、適切な森林整備に努めるとともに、整備により発生する間伐材を搬出して収益の増大を図り、森林所有者の森林への関心を高める必要がある。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度に基づく意向調査の結果を分析し、今後の整備エリアに取り込んでいく。

5 その他必要な事項

森林整備に合わせ、作業路の開設や高性能林業機械等を導入し、効率的な施業によりコスト削減を図る必要がある。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林は、その大半が小規模・分散的な所有構造となっており、森林所有者個人で計画的な整備等を実施していくことは困難であるため、森林施業の多くを森林組合へ委託している状態である。このような状況の中で、森林整備を着実に推進し、継続的に行うためには、森林の経営規模を拡大し、効率的な施業によるコスト削減を進めていく必要があることから、県、市及び森林組合が連携し、森林所有者に森林施業の共同化を働きかけ、木材の搬出も含めた適切な森林整備を推進していく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林所有者の多くが森林組合員であることから、森林組合が主体的な役割を果たすとともに森林所有者の合意形成を図り、施業規模等要件が整ったところから共同の森林経営計画を作成し、造林、間伐等の保育施業や間伐材等の生産を森林組合への委託化を推進する。併せて作業路の開設や機械化により作業の効率化に努めていく。

また、間伐等の適切な森林整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林施業を実施する場合は、次の事項を適切に実施する。

ア 森林施業の共同化を実施する者（以下「共同施業実施者」という。）全員により、年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心とした施業は共同又は森林組合等への共同委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業実施者が実施すること。

ウ 共同施業実施者の一人が施業内容等を遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

森林経営計画の認定請求者は、区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう森林の施業及び保護、路網の整備等に関して、同一区域内の認定請求者間で相互に連携、協力する。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次のように定め、林道や作業路を組み合わせて開設し、これらの路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムとする。

地形傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0～15度)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15～30度)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地 (30～35度)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	20以上	
急峻地(35度以上)	架線系作業システム	5以上	5以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48 林野道第107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22 年9月24 日付け22 林整整第02 号林野庁長官通知）を基本として都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画は、次のとおりとする。

改良又は舗装すべき種類別・箇所別数量

(単位：m、ha、m³)

種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道性格区分			全体延長	改良		備考
					林業振興型	併用型	地域振興型		計画期間中の改良箇所数	前半5年の計画箇所	
2級	改良	薬師線	厚木市、伊勢原市	神奈川県			○	3,061	9箇所	○	
2級	改良	二の足線	厚木市	神奈川県	○	○		1,775	4箇所	○	
2級	改良	谷太郎線	清川村、厚木市	神奈川県		○	○	2,105	4箇所	○	
2級	改良	法華峰線	厚木市、愛川町、清川村	神奈川県	○			3,537	3箇所	○	
3級	改良	野竹沢線	厚木市	厚木市				800	1箇所	○	
3級	改良	市道線	厚木市	厚木市				1,000	1箇所	○	
2級	改良	萩原線	厚木市	厚木市				1,127	1箇所	○	
2級	改良	大沢線	厚木市	厚木市				1,485	1箇所	○	
2級	改良	半谷線	厚木市	厚木市				1,260	1箇所	○	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

地形に沿った丈夫で安全な規格・構造に留意するとともに、神奈川県森林作業道作設指針（平成23年度策定）に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

神奈川県森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、定期的に点検し、浸食、損壊などの未然防止に努め適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

(該当なし)

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の森林は小規模・分散的な所有構造であり、担い手の高齢化や木材市況などからも、森林所有者が自ら森林整備を進めることは難しく、効率的・長期的に整備・管理していくためにも、森林組合を中心とした専門組織による施業等が必要となっている。そのため、森林組合には、県が開講している森林塾などにおいて養成された実践的技術を持った人材の受け入れに努めるとともに、林業従事者の林業技術習得のための研修会や講習会等に参加を促し、技術のスキルアップを図ることや、林業従事者の雇用の長期化・安定化や新規就労者の林業への参入を促進するため、就労条件の整備、安全管理体制の強化による労働安全の確保、社会保障の充実に努めるものとする。

林業後継者についても世代交代が進む中で地域の森林を適切に整備・保全していくためには、森林経営意識の高い後継者の育成が重要である。

また、施業集約化の促進に向けては、森林所有者と合意形成を図りながら、施業提案ができる人材の育成や、生産性の向上については、高性能林業機械やICT機器の導入等、低コスト作業システムの整備に必要な支援を図り、事業の合理化を促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業労働者不足及び高齢化の傾向の中、森林施業の合理化を推進するために、機械化は必要不可欠であり、生産性の向上、労働力の軽減及び生産コストの低減を図るために、地形条件や樹種等に対応した機械の導入を図るものとする。

(2) 林業機械化の推進方策

森林組合にあっては、フォワーダ等一部の高性能林業機械の購入を進めてきているが、さらなる機械化については、当面の間、リースを利用した導入により対応し、間伐材等の生産量の増加を図り、費用対効果を勘案しながら順次、購入を検討していく。また、高性能機械を有効かつ効率的に使用できるオペレーターの育成に努めるものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の素材生産量は、森林組合の長期施業受委託契約地からの間伐材の出材により増加傾向にあり、出材された材の一部は、「木木館」において木工品の生産・販売を行い、林産物の利用を促進し、地域の活性化に努めている。

また、特用林産物については、若干名の個人生産者がしいたけ栽培を行っているが、いずれも農業等との複合経営であり、総じて規模が小さく生産量は概ね横ばいである。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

本市は、第5次神奈川県ニホンジカ管理計画の計画対象区域(保護管理区域)の被害防除対策エリアとなっている。このエリアは、農地周辺でのニホンジカの定着を解消し、農林被害を軽減することを目標としている。また、本市の北西部から南西部にかけての山麓部において清川村や伊勢原市などの被害防除区域と行政境を接しており、ニホンジカによる森林被害が生ずるおそれがあることから、別表3のとおり鳥獣害防止森林区域を定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るためニホンジカの生息密度や採食による下層植生への影響に応じて、管理捕獲や植生保護柵・単木保護ネット等の設置、調査・巡回等を推進する。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	市内全域	2,428.42(全域面積)

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて保護措置実施箇所への調査・巡回、森林組合や森林所有者からの聞き取り等の情報収集等により確認に努めるとともに、県央地域県政総合センターに設置されている地域鳥獣対策協議会において、近隣町村や農林業団体、狩猟者団体、県等と被害防除対策の推進に必要な情報の共有や連携・調整を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除へ向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害監視や伐倒、焼却、薬剤等による防除などを行うものとする。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、被害状況に応じた適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、発生した危険木を適切に処理しながら、景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、第1の1の(2)に準じた鳥獣害防止対策を推進し、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を行うよう努める。

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、標識・看板等設置による山火事予防の意識の高揚、広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

また、入山者の多い森林とのふれあい施設、林道、ハイキング道等への防火用水の整備、火災の延焼を防ぐ防火線の設置を推進するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れをする場合は、市長の許可を受け、その指示に従わなければならない。また、あらかじめ必要な防火対策を講じ、火入れをしようとする山林又は原野等の周囲1キロメートルの範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない(森林法第21条第1項、22条、同法施行令第3条の2)。

5 その他必要な事項

(該当なし)

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

(該当なし)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

(該当なし)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

(該当なし)

(2) 立木の期待平均樹高

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、特に次に掲げる事項について適切に計画するよう指導・助言する。

ア IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

イ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ウ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

路網整備の状況その他の地域の実状からみて造林、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を、森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域として、次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積 (ha)
小鮎・荻野地区	1, 2, 3, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38	1, 370. 76
七沢地区	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19	1, 057. 66

2 生活環境の整備に関する事項

(該当なし)

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化を図るため、森林所有者と森林組合との長期施業受委託契約を促進し、森林の集約化を図りつつ、地元産木材の生産への取り組みを推進し、地場産業と連携した森林資源の有効活用を進めていく。

また、公共建築物等における木造化、木質化並びに、公共施設で使用される備品等の木質化を推進し、森林資源の循環利用を図り、併せて、木育などの普及啓発に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

- ア ハイキングコース沿いの森林については、眺望景観を改善するための間伐を実施し、快適空間を創出するなど、ハイカーの誘客や地域住民等のレクリエーション・癒しにつながる森林づくりを推進する。
- イ 自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実状、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全の確保に努める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市民を対象に森林に関する講演会や除間伐等の森林整備の実技体験教室を開催し、森林への理解を深めてもらうとともに自然環境への知識高揚を図る。

また、里山林などの身近な森林については、地域住民や森林ボランティア等の参加による継続的な森林づくりを展開し、除間伐等の施業を継続的に実施していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

(該当なし)

(3) その他

(該当なし)

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく意向調査の結果を分析し、今後の整備エリアに取り込んでいく。

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。